静岡市駿河区小鹿豊田地域包括支援センター 重要事項説明書

令和4年4月1日現在

1 事業所の概要

事業所名:静岡市駿河区小鹿豊田地域包括支援センター

所在地:静岡市駿河区小鹿一丁目1番24号

介護保険指定事業者番号:2204200105

管理者:石橋 いづみ

連絡先:054-284-0284

サービス提供地域:静岡市の西豊田・東豊田・東源台の学区を主とする地域

- 2 事業所の職員体制等
 - ・管理者:1名(兼務)、保健師等:1名以上、主任介護支援専門員:1名以上、 社会福祉士:1名以上
- 3 サービス提供時間
 - ・月曜日~土曜日 (ただし、12月29日~1月3日を除く。)
 - ・平日・土曜・祝日(日曜日は除く) 8時30分~17時30分 ※時間外も緊急対応可能な体制となっています。
- 4 利用者負担金
 - (1) 単位数

【指定介護予防支援】

- ·介護予防支援費 438 単位
- 初回加算 300 単位
- ・委託連携加算 300 単位

【第1号介護予防支援(介護予防ケアマネジメント)】

- ・第1号介護予防支援事業費:ケアマネジメントA・B 438単位 ケアマネジメントC 306単位
- 初回加算 300 単位
- ·委託連携加算 300 単位
- (2) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては原則として利用者の負担はありません。
 - ※ただし、ご利用者の被保険者証に支払方法変更の記載(ご利用者が保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載)があったときは、1ヶ月につき要介護度に応じた介護予防支援費・介護予防ケマネジメント費全額をいただきます。この場合、サービス提供証明書を発行しますので、当該市町へこの証明書を提出して払い戻しを受けて下さい。
- (3) 事業者の担当地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)の支払いが必要となります。

5 当センターのサービス方針等

- (1) センターの職員は、地域住民、事業対象者及び要支援の状態にある高齢者(以下、「要支援者」という。)の 心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増 進を包括的に支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な支援に努めます。

6 相談窓口・苦情対応

・サービスに関する相談や苦情については、下記の窓口にご連絡願います。

苦情相談窓口

小鹿苑介護サービス課(担当:望月亜紀)

電話:054-284-0021 (月曜日~金曜日、8時30分~17時30分)

FAX : 054 - 284 - 1286

下記の公的機関においても苦情申出等ができます。

介護保険相談窓口 静岡市介護保険課

所在地:静岡市葵区追手町5番1号

電話 : 054-221-1377 (8時30分~17時15分)

FAX : 054 - 221 - 1298

静岡県国民健康保険団体連合会

所在地:静岡市葵区春日2丁目4番34号

電話 : 054-253-5590 FAX: 054-205-3315

7 公正中立なケアマネジメントの確保

- (1) 介護予防サービス・支援計画書の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることが可能です。
- (2) 介護予防サービス・支援計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることが可能です。

静岡市駿河	区小鹿豊田地域	
法	人	思賜 社会福祉法人財団済生会支部静岡県済生会
法人代表者		支部長 石山 純三
本体施設等		特別養護老人ホーム 小鹿苑
業務の概要		老人福祉施設
関連事業所		小鹿苑デイサービスセンター、小鹿苑訪問介護、小鹿苑ケアプラン部
介護予防プラ	ラン原案作成委	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
	業所名	
所	在地	
事業者	首指定番号	
管	理 者	
連	絡 先	
サービ	ス提供地域	
明確認欄)		令和 年 月 日
護予防支援》	及び介護予防ケ	アアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しまし
		介護予防支援事業者 静岡市駿河区小鹿豊田地域包括支援センター
		説 明 者
護予防支援)	及び介護予防ケ	アマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。
		利用者氏名 印

8

9

印

立会人氏名